甘楽町友報

第五号

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町役場
編集　総務課広報係
印刷所　誠確堂印刷所

昭和34年10月15日（毎月15日発行）

9月の動態

人口	15,134人
男	7,236人
女	7,898人
世帯	2,672世帯
転入	17人
転出	27人
出生	20人
死亡	10人

10月の納税

一、町民税　第三期
一、保険税　第四期

二合ビンで結婚ひ露宴
新生活運動憲章で定める

いまや新生活運動は国内はもちろん、世界的運動化しています。戦後私たちは、この言葉を幾たびとなく聞かされ、機会あるごとに話合つてきました。その結果、ある面では相当に改善されたことは事実です。しかし、それは決して私たちの満足できる新生活運動とはほどとおいものです。結婚式がそれ、集会時間がそれ、どれもこれも旧態依然としています。

「ムダ食う虫」。よく考えれば、人間の別名のようです。私たちの「みえ」による損失は、生活の向上を阻害するばかりで、それからくる優越感を楽しむなんて、ばかげた話です。月に向つてロケットがポンポン打上げられてるではありませんか。

甘楽町では、この人間の「みえ」による損失と優越感をとりのぞいて全町民こぞつて楽しめる生活様式をつくることを念願し、新生活運動実践憲章をつくりました。

みなさん、これが決して有名無為におわらぬよう、町ぐるみ新生活運動を展開しようではありませんか。

第一章　目的

甘楽町は挙町一致のもとに精神活動を高揚し、儀礼の簡素化をはかり、生活環境を浄化し、町民経済の健全化を企図するとともに、一切の犯罪の温床をなくしもつて平和と繁栄をもたらす福祉社会の早期実現を期するため、新生活運動実践憲章を定める。

第二章　国旗について

国定祝祭日には各戸に国旗を掲揚すること。

第三章　時間について

あらゆる会議集会に際し定刻を厳守励行すること。

第四章　結婚式について

1、挙式にあたつては神式仏式を問わず、式場は式の町有または公有施設を最寄りにおいて利用すること。

当事者のうち、いずれか一方が本町民の場合は使用料は徴収しない。小幡公民館、秋畑農協事務所、福島出張所、稲荷神社社務所、新屋出張所

2、花婿花嫁ともに当日着用する式服は、関係機関団体が調製保有する各衣装を利用し、挙式のため独自に調製しないこと。

3、挙式にあたり参列者の範囲は、新郎新婦の近親者（三親等の傍系尊族ぐらいまで）に止めること

4、被露宴は式場において行ない、飲食物は、当事者が両者協議の上左記以内とすること。

また、献酬の悪弊を排し、一時間以内に終了すること。

イ、祝菓子折一、（百五十円程度）、冷酒による乾盃

ロ、すずりぶた一（百円程度）、赤飯折詰一、清酒二合ビン一本、

ただし、右様式とも神前または宝前に献酒一升ぐらいとすること。

5、自宅を式場とする場合も、右に準じて行なうこと。なお、迎え嫁、送り嫁ともに隣保組または、友人等に対する被露は右によらず赤飯、煮しめ、並びに全体で清酒一升に降定すること。

6、嫁（婿）入調度品は、すべて実用を主として華美を排し、左記以内に止め、いやしくも経済力を誇示して、他のせん望を招くがごとき物品は調達しないこと。

イ、和式タンス一、夜具一式、ベビータンス一鏡台一、下駄箱一、張板、裁ち板各一

ロ、婿入りの場合は、洋式タンス一のほか右に準ずる。

7、たる入れ、結納は、被露宴、調度品に比較し、不自然的にならぬよう慎しむこと。

8、里帰りは絶対廃止すること。

第五章　葬儀について

1、告別式（出棺）は、原則として午後一時以後とすること。

2、参列者に対する引出物は必ず二品以内とし、金額は三〇〇円までとすること。

3、供物（弔旗、花輪、献花その他）は原則として全廃するが、やむを得ざる場合は近親者のみ、一般会葬者よりはこれを固辞すること。

4、参列者に対する接待は遠隔地よりの近親者のみに止め、他はこれを廃止すること。

5、葬儀後の「清め」は全廃するが、やむを得ないときは清酒一升に限定すること。

6、五七忌または七七忌等の供養は、近親者のみにて執行すること。

7、宇蘭盆に際し「新盆見舞」は、近親者以外は全廃すること。

第六章　日常行事について

1、誕生祝は初生児のみとし、近親者以外は全廃すること。

2、節句（四月桃、五月端午）の贈答ヒナ人形等は高価の品を避けるとともに、初生児のみにすること。

3、病気見舞は物品によらず、代価をもつてすること。なお、快気祝は、礼状をもつてかえること。

4、新築上棟に際し、行器（ほけい）の贈与は全廃し、やむを得ざるときは代価をもつてすること。

5、歳暮の贈答は原則として廃止するが、やむを得ざる場合は五〇〇円以内の実用品とすること。

6、門松は全廃し、内飾りのみとすること。なお、しん松は絶体に禁止し、枝まつを用いること。

7、年始回礼は近親者のみとし、他は廃止すること

第七章　贈答金額の制限について

1、冠婚祝儀、葬祭香供料は、一般は二〇〇円以内に限定すること。

2、病気見舞は、一般は、一〇〇円以内に限定すること。

（総務課）

日常行事のメモに
使いよい県民手帳を

県統計協会が発行している**群馬県民手帳**は、毎年使用者の好評をいただいています。

いま、県統計協会では明35年版の申込みをとりまとめ中です。期日が過ぎるとご希望に添えない場合がありますから、急いで申込みください。

◇手帳の特色

1、形ちがよく、丈夫で持ち心地がよい。

2、上質紙を用い、皮表紙で、印刷が鮮明である。

3、県内市町村の人口や面積その他いろいろな統計数字の外、内容豊富にでき、記帳欄がひろくて使いよい。

4、三方金箔押し、アクセサリーとして好適である。

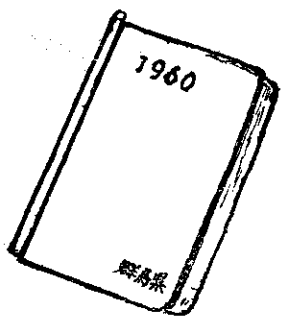

◇申込み期日 10月20日まで（回覧には13日までとしましたが、延期しました）

◇定価 一冊百円（現物と引換えにします）

◇申込み場所 役場総務課へ

（総務課）

二中学統合に賛成
新屋、福島地区懇談会で

学校改築審議会で福島、新屋の統合中学校建築に決定したことは、本紙の四号でお知らせしたとおりです

そこで審議会では、この統合中学校建築について、よくご理解していただき、ご協力をお願いするため10月7日は新屋地区、10月8日に福島地区の住民との懇談会を開きました。

その結果は、両地区とも活発な意見がだされ、有意義な話合いがなされたが、二中学統合に全員の賛成が得られました。

新屋地区
10月7日

台風16号の関係で出足は悪るかつたが、参集者は約百名。町長はじめ、審議会の人たちの二中学統合について経過や説明がなされた後、質疑応答にはいりました。

この会場では、大多数が最初から二中学統合には賛成であり、学校位置が心配のようでしたが、結局、審議会に最も適地を建築してもらうことで、満場拍手のうちに賛成を得ました。

福島地区（10月8日）
"位置が新屋小とはデマ"

この地区は三中学統合の要望が強かつたため、新屋地区と違つた緊張した場面もみられました。多くの人からは、どうして三中学統合はできないのだろう、このほうが理想的ではないかという考えから、事こまかな質問が多くだされましたしかし、ここでも、二中学統合に絶体反対ということではなく、結局は位置問題に不安をもつていたようでした。

これに対し、町長はじめ審議会の人から詳細な回答説明があり、特に位置問題については、現在の新屋小学校のところになるんだというデマが流れているようだが、そんな事を話合つたこともなく、まだ考えてもいない。位置は大局的にみて、両地区住民のご了解が得られる適地を審議会でさがしてくれることを確信する、という町長の回答がありました。

そしてこの話合いでも、相当にご理解が得られ、一人の反対者もなく、二中学統合に賛成が得られました

身体障害者巡回診査

1、日　時　10月22日午前9時30分より3時まで
2、場　所　下仁田町役場
3、実施事項　義肢修理並びに整形外科診査

該当者はもれなくご出席ください。

9月の明暗

◎出生

上野　山本富士子
国峯　井上孝明
〃　田村正法子
〃　中野富夫
〃　小幡　渡辺喜久代
〃　福島　高橋範民
〃　山田幸伸
〃　瀬下千秋
〃　田口玲子
〃　秋畑　飯塚松江
〃　高橋里江子
〃　斉藤文宏
庭谷　吉田豊
〃　堀口和男
天引　森平幹生
〃　堀口百合子
〃　堀口整
〃　浦辺佐智子
白倉　大類勝義
父　一雄　長女
光吉　六男
藤八　二女
義秀　二男
昭三　茂　二女
宏　二男
勇　長男
徹真　長女
壬一郎　二女
種義　三女
袈裟松　二男
雍文　長男
次郎　二男
詔一　長男
滋　長女
博市　長男
保司　長女
幸三　長男

◎死亡

造石　長岡洋好一　長男
小幡　山田しげさん　五一
〃　新井なつ　七四
善慶寺　清水喜平　五六
秋畑　斉藤よめ子　五一
福島　山田さだ　八〇
〃　ぬで島ふみ　二〇
〃　小川　松井あさ　七三
金井　大河原とも　五三
天引　鈴木ます　七二
白倉　黒沢馬六　六五

◎婚姻

善慶寺　伊丹恵美子　東京の人と
轟　松井君子　吉井の人と
秋畑　斉藤トシエ　高瀬の人と
福島　水野つね　川崎の人と
秋畑　松井滋　天引堀口なを
〃　佐藤久子　秋畑斉藤春義

休暇歸郷
（自衛隊記念日　11月1日）

「おいらがむすこは、土方もうまい」

災害地へあたたかい手を

15号台風は伊勢湾を中心として、死亡者数千を出す大災害をもたらし、いまなお水渦の中で救いの手を待ちわびています。

みなさん、みなさんの同胞愛によつて救援物資をおくろうではありませんか

いま、厚生課で取りまとめています。衣類、食品日用品その他なんでも結構です。みなさんのご芳志を待つています。